

日程第1、議事録署名人の指名についてを議題といたします。

安中市農業委員会総会会議規則第23条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名することに異議ありませんか。

委員 異議なし。

議長 異議なしと認め、5番森泉壽義雄委員・12番武井洋一委員の両君を指名します。

なお、書記に事務局職員を任命します。

次に、日程第2、会務の報告について事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、会務の報告をいたします。

令和4年6月27日開催の第7回総会で許可相当の議決案件、農地法第4条関係6件、5条関係19件につきましては、令和4年7月19日付で許可書を交付しました。

現況証明の6月分の取扱いについてですが、1件、4筆の申請があり、転用許可の目的どおり利用されていることを確認し、証明書を交付しました。

一般社団法人群馬県農業会議第7回通常総会が令和4年6月28日に前橋市の農協ビルで開催され、丸山会長が出席しました。

群馬県農業会議の第3回常設審議委員会が7月19日に前橋市の農協ビルで開催され、丸山会長が出席しました。

報告は以上となります。

議長 次に、日程第3、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請審議についてを議題といたします。

本案について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請書を下記のとおり受理したから審議のうえ議決願いたい。

令和4年7月25日提出、安中市農業委員会会長丸山征二。

議案第1号、農地法第3条の申請は、議案書1ページ記載の2件です。受理した申請書は農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件は全て満たすと考えます。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

議長 説明が終わりました。

本案について意見のある方はお願いします。

7番。

7番委員 7番です。農地法第3条の1番、〇〇の関係ですけれども、ちょっと現地調査に行ってきたのですが、本人に今日来ていただいていますので、話をちょっと聞いてご判断いただければと思います。よろしくお願ひいたします。

議 長 12番。

12番委員 12番です。議案第1号の農地法3条関係の2番です。本件につきましては、本年5月に登録空き家住宅に付随する農地ということで、下限面積の設定について申請が出されて承認を受けている案件でございます。早速空き家に入居者が決まったということで、付随する農地の3条申請がされておるわけでございます。1ページに資料ございますが、譲受人は〇〇でございます。農作業の経験については、〇〇で5年間ほど経験があるということでございます。現在の農地の所有者につきましては、前からある重なり枝などを切り取る作業を進めるとともに、また残っている野菜畑につきましては、除草を続ければすぐ耕作ができるように整備を進めている状況でございます。譲受人につきましても、梅の栽培に興味を示しているところもありまして、申請地の権利取得後は取得農地の全てにつきまして有効に利用して耕作が行われると考えられますので、よろしくご参考をお願いをいたします。

以上です。

議 長 ほかにありますか。

委 員 なし。

議 長 ただいま委員から意見がありましたので、お含みおきください。

それでは、お諮りいたします。議案第1号につきましては、審査班に審査を付託したいと思ひます。

なお、審査班に付託した議案について、他の審査班との審査の必要が生じた場合は連合審査にしたいと思ひますが、これに異議ございませぬか。

委 員 異議なし。

議 長 異議なしと認め、2班に2番の1件、3班に1番の1件、以上合計2件を付託します。

次に、日程第4、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請審議についてを議題とします。

本案について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請書を下記のとおり受理したから審議のうえ議決願ひたい。

令和4年7月25日提出、安中市農業委員会会長丸山征二。

議案第2号、農地法第4条の申請は、議案書2ページ記載の3件です。受理した申請書は農地法第4条第6項各号に該当しないため、許可要件全てを満たすと考えます。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

議長 説明が終わりました。

本案について意見のある方はお願いいたします。

7番。

7番委員 7番です。農地法第4条2番の件について、問題ないと思います。よろしくお願ひいたします。

議長 ほかにありますか。

委員 なし。

17番委員 なければ17番から。議案2号、農地法第4条の3番になります。こちらは、周辺は全て宅地で、自分の宅地の家の建て替えのための一時転用ということですので、やむを得ないということかなと思いますので、参考をお願いいたします。

議長 ただいま委員から意見がありましたので、お含みおきください。

それでは、お諮りいたします。議案第2号については、審査班に審査を付託したいと思います。

なお、審査班に付託した議案について、他の審査班との審査の必要が生じた場合は連合審査にしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

委員 異議なし。

議長 異議なしと認め、1班に1番の1件、2班に2番の1件、3班に3番の1件、以上合計3件を付託いたします。

次に、日程第5、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請審議についてを議題とします。

本案について事務局の説明を求めます。あわせて、事前現地調査の概要についても説明願ひます。

事務局 議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請書を下記のとおり受理したから審議のうえ議決願ひたい。

令和4年7月25日提出、安中市農業委員会会長丸山征二。

なお、7月20日に実施された申請地面積1,000平米以上の現地調査につ

いては、特段問題とされるような事項は見当たりませんでしたので、その旨ご報告させていただきます。

農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請書。令和4年7月25日提出、安中市農業委員会会長丸山征二。

議案第3号、農地法第5条の申請は、議案書3ページから5ページに記載の20件、及び議案書6ページ記載の計画変更申請が3件の計23件です。受理した申請書は農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件全てを満たすと考えます。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

議長 説明が終わりました。

本案について意見のある方はお願いします。

5番。

5番委員 5番です。議案第3号の5条の3番と19番です。

まず、3番なのですが、これはもう周辺は全て宅地です。〇〇が近くで〇〇が近くで〇〇が近くで、道の反対側に〇〇があって、本当に〇〇の中心部で全く問題ないと思います。

それから、19番ですが、これも〇〇が南で、北側は〇〇に沿って住宅が並んでいるところです。ここはもっと草だらけかなと思って確認に行ったら、最近起こしたのかね、トラクターで起こしたらしくて、私も驚いているのですが、これも特に周辺農地への影響等は考えられませんので、これで問題ないと思います。よろしく申し上げます。

議長 ほかにありますか。

3番。

3番委員 3番です。議案第3号、農地法第5条の規定による番号ですが、15番申請のことをお願いいたします。まず最初、この場所については、〇〇が東側に通っております。その代わりに、北側が宅地になっていて、南も宅地になっております。それで、これは本人の所有者の〇〇がここへうちを建てるということで、第3種農地で問題ないと思いますので、よろしく申し上げます。

議長 ほかに意見のある方は。

2番。

2番委員 2番です。議案第3号、農地法第5条の2番、6番、10番の3件です。

まず、2番です。これ3種農地で、1度許可が出ているので、計画変更の畑な

ので、これは問題ないと思います。

6番です。これもやっぱり1度許可の出ている計画変更の畑で、周りはこの施設の施設が多く、これも問題ないところであります。

10番です。これは一時転用ということで、工事が終われば碎石は撤去するというので、これも問題ないと思われまます。よろしく願いいたします。

議長 ほか意見のある方は。

8番。

8番委員 8番です。議案第3号の農地法第5条の5番と、それから14番です。

5番のほうは、これは〇〇の〇〇のところなのですが、譲渡人と譲受人、これは実は兄妹です。譲受人が渡し人の親が住んでいたところの土地をそのまま継承するというので、今まで作ったところも環境整備用地として始末書を添付して出しておりますので、問題はないと思います。

それから、14番です。〇〇の〇〇というところで、これは一番奥の、昔〇〇というところがあったのですが、その手前の川の左側のところです。相続で取得したところなのですが、管理が難しいということで太陽光発電、致し方ないのではないかなと思っておりますので、よろしく願いします。

以上です。

議長 ほか意見のある方はいらっしゃいますか。

7番。

7番委員 7番です。議案第3号、農地法第5号の1番と11番なのですが、2件とも特に問題ないと思います。よろしく願いいたします。

議長 ほかにありますか。

12番。

12番委員 12番です。議案第3号の5条関係の13番です。太陽光施設への転用申請です。かつての〇〇ということで、梅がずっと植わっていたところなのですが、現在は申請地を含めてその周辺、耕作されている農地は見当たりません。幹線道路としての〇〇の西側になりまして、草がはびこる道路をずっと進む中で、目につくのは太陽光施設ばかりでありまして、申請地に隣接する農地につきましても、梅の古木と草に覆われている状況でありまして、太陽光施設転用やむを得ないと思いますので、よろしく願いいたします。

議長 ほか意見のある方はいらっしゃいますか。

委員 なし。

17番委員 では、17番から。議案第3号、農地法第5条の9番になります。こちらは、道路と道路と宅地に挟まれた土地でありまして、周辺農地への影響はないと考えられます。

次に、12番になりますが、これは先日現地調査で皆さんに見ていただいた案件になりますが、〇〇さんの敷地と隣接している敷地で、周辺農地への影響はないと考えられます。審議の参考をお願いいたします。

議長 ほかにありますか。

委員 なし。

議長 なければ審議を打ち切ります。

ただいま委員から意見がありましたので、お含みおきください。

それでは、お諮りいたします。議案第3号については、審査班に審査を付託したいと思えます。

なお、審査班に付託した議案について、他の審査班との審査の必要が生じた場合は連合審査にしたいと思えますが、これに異議ありませんか。

委員 異議なし。

議長 異議なしと認め、1班に1番から6番の6件、併せて計画変更1番から3番の計9件、2班に7番から13番の7件、3班に14番から20番の7件、以上合計23件を付託します。

次に、日程第6、議案第4号、公売農地買受申込者適格認定についてを議題とします。

本案について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第4号、公売農地の買受申込者適格認定について。

令和4年7月25日提出、安中市農業委員会会長丸山征二。

議案第4号、公売農地の買受申込者適格認定についての申請は、議案書7ページ記載の1件です。受理した申請書は、農地法第3条第2項各号に該当しないため、買受適格者としての認定の要件を満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

議長 説明が終わりました。

本案について意見のある方はお願いします。

委員 なし。

議長 ないようなので打ち切ります。

それでは、お諮りいたします。議案第4号については、審査班に審査を付託し

たいと思います。

なお、審査班に付託した議案について、他の審査班との審査の必要が生じた場合は連合審査にしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

委員 異議なし。

議長 異議なしと認め、3班に1番の1件を付託します。

これより書類審査のため、暫時休憩とします。

(休憩午後 2:54)

(書類審査)

(再開午後 3:13)

議長 それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

それでは運営内規に基づき、議案第1号、農地法第3条関係1番の案件申請者から説明を求めたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

委員 異議なし。

議長 異議なしと認め、議案第1号1番の案件申請者から説明を求めます。

(議案第1号1番申請者入場・着席)

事務局 それでは、最初に自己紹介をしてから申請内容の説明をお願いいたします。

1番申請者 ○○といいます。本日は、お忙しい中お時間を設けていただき、まずありがとうございます。

○○のほうを卒業して、○○のほうに行っておりました。専門のほうは、畜産が専門になると思います。エミューを研究しておりました。戻ってきまして、○○のほうで農業部というところがあり、そこで2年間農業を経験させていただきました。その後は、○○で2年間農業を経験しております。翌年は、○○で、実際に野菜を栽培して生徒たちに食べさせたり、地域の人たちに販売して喜んでいただいたりと、農業に関してかなり密接に関わることができた1年だったかなと思います。現在では、今、○○で畜産をやらせていただいております。

今回、農業申請のほうなのですが、一番最初からかなり大きな土地ということで、かなり心配されている方もいるかと思うのですが、自分が経験してきた農業というものを、ゆっくりではありますが、来年から教員という立場を取りあえず辞めさせていただき、自分で農業をやっていこうかなと考えておりますので、ぜひよかったら検討のほうをよろしくをお願いいたします。

議長 申請者の説明が終わりました。

質問等のある方はお願いします。

3番。

3番委員 3番です。まだ28歳でありますけれども、かなり学校のほうでいろいろ教鞭させていただいているのではないかなと思いますけれども、この土地についてはかなりヨシが茂っておりますので、相当の時間を要すると思います。その中で、機械を使ってやらなければならないかなと思いますが、本当に見本になるような、経験者として農業に参入していただければ、本当にこういう農地ができるのだと見本になるような農地にしていただければ本当にありがたいなと思います。頑張ってくださいいただければありがたいと思います。

以上です。

議長 ほかにありますか。

16番。

16番委員 16番です。私は農協のほうの推薦で農業委員になったのですが、農協の組合員ということで、〇〇ですと碓氷安中がその管轄になるのですが、農協の組合員になるというお気持ちはございますでしょうか。

1番申請者 今、現状として教員という立場で、すぐに農協の会員になりますともすぐ言い難いのですが、ちょっとご検討させていただこうかなと思うのですが。

16番委員 前向きにお願いいたします。

1番申請者 はい、すみません。

議長 ほかにありますか。

12番。

12番委員 12番です。本当に教員、先生を辞めて農業をされるということで、ぜひ頑張ってくださいと思うのですが、資料の上だけなのでは、田んぼが多いですね、現地は。現地はもう御覧になっていらっしゃいますか。

1番申請者 はい。

12番委員 それで、作物、水田でなくて、ほかの水稲以外のものを作るという、そこら辺のところの対策というか、そこら辺も考えて、水田の水を使っていた地べたと、畑作に行くのに、そこら辺のところも研究されて臨まれるのか、検討されているかどうか。そこら辺がちょっと不安になったものですから、お聞かせいただきたいと思います。

1番申請者 ありがとうございます。そうですね、現状地を見た感覚で言うと、地面と高さがかかなりあるので、水はけという部分では畑のほうで利用可能かなという判断

の後、ここでだったら栽培ができるかなと考えております。田んぼとかというのは、基本的に地面から下に出ているものなので、水がどんどんたまっていくシステムになっているので、現状のところでは水はけという部分では、畑として使うということは可能かなと考えております。

議 長 12番。

12番委員 続けてなのですけれども、作物はどういう、まだこれからということなのですけれども、どういうものを実際にということ、分かるかどうかあれなのですけれども、何を中心に始めてとかという、そういう野菜の種類といいますか、中心に何に力を入れたいとか、そういう予定表みたいのを考えていらっしゃいますか。

1番申請者 実際に農業普及センターのほうに、去年度ちょっと行かせていただいたのですが、やはり一番スタートとしてナスとネギの組み合わせというのがいいのではないかとされていますので、1年目でかなり自分的にも研究的なところでやっていくという形になりますので、ナスを最初メインに考えて、冬のタイミングでネギを植え付けていければ、1年を通して作物というのが収穫可能かなと考えていますので、組合せ的にはナスとネギかなと考えております。

12番委員 分かりました。安中市のほうもナス、ネギというのは結構勧めているし、やっている方もいらっしゃるようなので、ぜひ頑張ってくださいと思います。

1番申請者 ありがとうございます。

議 長 15番。

15番委員 15番です。今、経歴を伺いまして、農業の基礎的な知識はかなり、むしろ我々よりもはっきり、しっかりしていると思います。それであそこは、私は地質のほうの専門なものですから、設計屋なのですけれども、河川改修をされていて、きちっと河川が左岸側に寄っていますので、場所としてはいいと思います。それと、あとナスですが、今日のNHKのテレビでもやっていたのですけれども、ナスは休耕田適地なのです。だから、いいかなと思います。ぜひとも、私も農協の理事やっていますので、農協のナス部会に入ってください、それは別に組合員勧誘とかそういうのではなくて、ご本人のために、やはりいろいろな融資もありますから、農協でも、ぜひとも使っていただきたい。ナス部会ありますから、全面的にバックアップできるかと思います。よろしく願います。

1番申請者 ありがとうございます。

議 長 6番。

6番委員 6番です。プロフィールに〇〇にいた経緯があるのですけれども、そこではネギとかナスの栽培も多少学校でやっていたのですか。あれは〇〇の学校でしょう、〇〇というのは。

1番申請者 〇〇のほうの学校です。

6番委員 そうそう、あそこにある。そこで、生徒とネギとかナスの関係もやったのですか。

1番申請者 なかなか生徒と一緒にというよりは、あちらはもう〇〇の関係なので、主に教員がやっているという感じになってしまうのですけれども、ネギのほうはやらせていただいたことがあって、ナスというのが実際に全部が全部できているわけではないのですけれども、二、三本ぐらいを、20本ぐらいか、20本ぐらい1列をやっていたというくらいなので、専門的にやっていたかと言われれば、ちょっとやったことがあるという感じになってしまうのですけれども、すみません。

6番委員 今後頑張ってください。

1番申請者 ありがとうございます。

議 長 ほかに。

8番。

8番委員 8番です。今、皆さんが激励するようなことばかり話ししていますので、多分気持ちが高揚していると思うのですけれども、気持ちを少し落としてもらって、現地へ行って場所を見ました。あそこにアシやヨシがたくさん生えていますよね。真ん中の辺には柳の木が生えていました。多分10年ぐらいは、あそこ使っていない土地だと思います。トラクターとか、そういったものであのアシを、ヨシを退治することはまず難しいです。なおかつナス、ネギというのは連作ができない。連作する場合には、土壌を消毒しないとできないです。ああいったしけ地のところ、水はけも悪いです、あそこははっきり言って。水はけの悪いところでネギを作るとなると、相当の技術がないとできないと思います。畑でネギとかナスはみんな作っていますし、安中市でもナスを田んぼで作っている、我々の先輩の方が〇〇のところにいますけれども、この人は相当高収入を得ています。

先生をやっていらっしゃるから、多分いろんな研究をしていると思うのですけれども、私は今、〇〇さんが言ったエミューの研究やっていたことがある

という言葉聞いて、エミューが今あまり人気があるのかどうかはちょっと分からないです。〇〇のところでエミューを飼っていた人を知っていましたがけれども、ただこの安中市の山間地に行くと、鹿とかイノシシとか、そういったものがたくさんいますので、エミューが果たしてそういった動物に対して攻撃力があるのかどうかということ、それがもしうまくいけば、耕作放棄地みたいなところがたくさんありますから、そういったところを、今農協の関係の方が一生懸命推薦しましたけれども、もしくはこの農業委員会を通じてそういったところを借りてやったほうが、もしかしたらいいのかなと思います。

先生で6年やっています、財力がたくさんあれば別なのですが、この3年間ぐらいは、はっきり言って飲まず食わずでアルバイトしながらやらないと、多分生活できないと思います。ぜひそんな、冷たい言い方をするようすけれども、現実はそのようなところですから、ぜひいろいろ考えて、得策を見いだしながら頑張ってくださいと思います。

以上です。

議長 何かありますか。いいですか。

1 番申請者 ううん、頑張りますという感じになってしまいますけれども、すみません、ありがとうございます。

議長 ほかにありますか。

委員 なし。

1 7 番委員 では、1 7 番から。どうも今日のご苦労さまです。

1 番申請者 とんでもないです。

1 7 番委員 先ほどから農協さんの勧誘等もあると思うのですが、初めて就農する場合にはいろんな支援制度があります。当然農協さんに入れば、農協さんから融資も受けられるし、部会に入れば部会の方々からいろんな知識ももらえます。だから、そういうものは最大限利用してください。

あと、あそこは恐らく不耕作地域として認定されると思うので、改善に関してお金が出ます。そういう制度もいろいろ研究して、あと新規就農ということになると、それに対してもいろんな支援策がありますから、そういうものをぜひフル活用していただいて、ぜひ成功させていただきたい。どなたかが言っていましたけれども、見本になるような農園をぜひ作っていただきたい。

まず、その第1として、あれ抜根しなければ駄目です。ここにトラクターとか購入とありますけれども、あれ抜根するには20馬力や30馬力のトラクタ

一ではあれ抜根できないです。そういうのは公社から一時的に借りることもできますので、そういう制度もありますから、うちの事務局のほうに相談していただくとか、農協さんも当然そうですけれども、公社もそうですし、普及所もそうですし、そういう制度をできるだけうまく使って、安中市農業委員会としても全面的にバックアップさせていただきたいと思いますので、いろいろなものを使ってぜひ成功してください。

1 番申請者 ありがとうございます。

1 7 番委員 よろしく願います。

1 番申請者 よろしく願います。

1 7 番委員 以上です。

議 長 それでは、よろしいですか。

委 員 なし。

議 長 それでは、質疑を打ち切ります。
どうも説明ご苦労さまでした。

1 番申請者 ありがとうございます。失礼いたします。

(議案第 1 号 1 番申請者退出)

議 長 ここで、審査班の意見取りまとめのため、暫時休憩とします。

(休憩午後 3 : 2 9)

(意見取りまとめ)

(再開午後 3 : 2 9)

議 長 それでは、再開します。

それでは、議案第 1 号に対する書類審査結果について、審査班から報告を求めます。

2 班。

2 班班長 2 番です。2 班に付託された議案第 1 号、農地法第 3 条関係は、2 番の 1 件です。審査班で農地法第 3 条の許可基準により審査した結果、調査書に示したとおりであり、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

議 長 3 班。

3 班班長 3 番です。3 班に付託された議案第 1 号、農地法第 3 条関係は、1 番の 1 件です。審査班で農地法第 3 条の許可基準により審査した結果、調査書に示したとおりであり、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件を全て満た

していますので、許可相当であります。

議 長

報告が終わりました。

これより議案第1号に対する質疑を行います。ありませんか。

委 員

なし。

議 長

なければ質疑を打ち切ります。

これより議案第1号に対する採決を行います。

本案に対する審査班の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委 員

挙手全員。

議 長

挙手全員であります。

よって、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請については、審査班の報告のとおり決定いたしました。

次に、議案第2号に対する書類審査結果について、審査班から報告を求めます。

1班。

1班班長

12番です。1班に付託された議案第2号、農地法第4条関係は、1番の1件です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第4条第6項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

議 長

2班。

2班班長

2番です。2班に付託された議案第2号、農地法第4条関係は、2番の1件です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第4条第6項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

議 長

3班。

3班班長

3番です。3班に付託された議案第2号、農地法第4条関係は、3番の1件です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第4条第6項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

議 長

報告が終わりました。

これより議案第2号に対する質疑を行います。ありませんか。

委 員

なし。

議 長

なければ質疑を打ち切ります。

これより議案第2号に対する採決を行います。

本案に対する審査班の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委員 挙手全員。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請については、審査班の報告のとおり決定いたしました。

次に、議案第3号に対する書類審査結果について、審査班から報告を求めます。

1班。

1班班長 12番です。1班に付託された議案第3号、農地法第5条関係は、1番から6番の6件です。及び計画変更の1番から3番の3件です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

議長 2班。

2班班長 2番です。2班に付託された議案第3号、農地法第5条関係は、7番から13番の7件です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

議長 3班。

3班班長 3番です。3班に付託された議案第3号、農地法第5条関係は、14番から20番の7件です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしておりますので、許可相当であります。

議長 報告が終わりました。

これより議案第3号に対する質疑を行います。ないですか。

委員 なし。

議長 なければ質疑を打ち切ります。

これより議案第3号に対する採決を行います。

本案に対する審査班の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委員 挙手全員。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請については、審査班の報告のとおり決定いたしました。

次に、議案第4号に対する書類審査結果について、審査班から報告を求めます。
3班。

3班班長 3番です。3班に付託された議案第4号、公売農地の買受申込者適格認定関係は、1番の1件です。審査班で農地法第3条関係の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、公売適格者であると認めます。

議長 報告が終わりました。

これより議案第4号に対する質疑を行います。ないですか。

委員 なし。

議長 なければ質疑を打ち切ります。

これより議案第4号に対する採決を行います。本案に対する審査班の審査の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委員 挙手全員。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第4号、公売農地の買受申込者適格認定については、審査班の報告のとおり決定いたしました。

なお、買受適格証明書の交付を受けた者が競落人となり、許可申請書を提出した場合には、買受適格証明書の交付を受けたときと事情が異なっていると認められる場合を除き、許可したいと思いますが、これに賛成の諸君の挙手を求めます。

委員 挙手全員。

議長 挙手全員であります。

そのように取り計らいます。

次に、日程第7、議案第5号、安中市登録空家等に付随する農地の指定申請についてを議題とします。

本案について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第5号、農地法第3条第2項第5号の規定による農地取得「下限面積」の設定について。

農地法第3条第2項第5号の規定により定める別段の面積の設定について、農業委員会の承認を求める。

令和4年7月25日、安中市農業委員会会長丸山征二。

農地取得下限面積（別段の面積）。農地法施行規則第17条第2項の適用につ

いて。区域、安中市下後閑字丹生1330—1ほか2筆。

2つ目が、安中市嶺字大持場329—2ほか3筆。

3つ目が、安中市松井田町坂本字北側143乙ほか1筆。

こちらの3か所について、下限面積を1アールとします。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひします。

議長 説明が終わりました。

本案について質問等ありましたらお願ひします。ないですか。

委員 なし。

議長 なければ質疑を打ち切ります。

お諮りします。本案について農地の指定をすることに賛成の諸君の挙手を求めます。

委員 挙手全員。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第5号、安中市登録空家等に付随する農地の指定申請については、原案のとおり農地の指定をすることに決定いたしました。

次に、日程第8、議案第6号、農用地利用集積計画の承認についてを議題とします。

本案について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第6号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画が安中市長より下記のとおり提出されたので、審議のうえ議決願いたい。

令和4年7月25日提出、安中市農業委員会会長丸山征二。

農用地利用集積計画は、議案書9ページ記載の19件です。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 説明が終わりました。

本案について質問等ありましたらお願ひします。ないですか。

委員 なし。

議長 なければ質疑を打ち切ります。

お諮りします。本案について承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委員 挙手全員。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第6号、農用地利用集積計画の承認については原案のとおり承認し、市長へ送付することに決定しました。

以上で議案審議は全て終了しました。

これをもちまして令和4年第8回安中市農業委員会総会を閉会します。

慎重審議をいただきましてありがとうございました。

時に午後 3時42分

以上、会議の顛末を記載しその内容に相違ないことを証するため、ここに署名捺印する。

令和4年7月25日

安中市農業委員会会長

5番委員

12番委員